

令和8年度 半田市保育料等徴収金基準額表

●保育料基準額表【3歳未満児】

(単位:円)

児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額) «3歳以上児は無償(主食費・副食費は必要)»	
階層区分	定義		保育標準時間認定 (7:30~18:30)	保育短時間認定 (8:00~16:00)
A	生活保護法による被保護世帯		0	0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0
C1	A階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ課税されている世帯		8,400	7,900
C2	48,600円未満		10,500	10,000
D1	A階層を除く当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 60,000円未満	15,200	14,700
D2		60,000円以上 97,000円未満	22,700	22,200
D3		97,000円以上 132,000円未満	33,900	33,400
D4		132,000円以上 169,000円未満	38,500	38,000
D5		169,000円以上 301,000円未満	46,700	46,200
D6		301,000円以上	47,100	46,600

●利用時間・保育必要量

- 保育の利用時間は「就労時間」と「送迎時間」を合わせた時間とし、保育の利用時間により、保育の必要量（「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」）を決定します。
- 「保育短時間認定」の方は最長8時間（8:00～16:00）の利用となります。8時間を超える方は「保育標準時間認定」とし、最長11時間（7:30～18:30）の利用となります。なお、施設の開所時間が11時間に満たない場合は、施設の開所時間が最大利用時間となります。また、求職活動・育児休業の方は原則「保育短時間認定」です。

●延長保育料

保育必要量	利用時間	金額(月額)		実施園
		3歳未満児	3歳以上児	
保育短時間認定	7:30～8:00 16:00～18:30	500円	0円	○18:30まで開所…【小規模】花・はな ○19:00まで開所
保育短・標準時間認定	18:30～19:00	1,000円	1,000円	【公立】岩滑、板山、乙川、東 【私立】同胞園、住吉、のぞみ、みらい、あさひ、アイラン
	18:30～19:30	2,000円	2,000円	【小規模】おひさま、わかば、くれよん、ぽっぽ、さつき ○19:30まで開所…【私立】にじいろ保育園花園

●給食費【3歳以上児】

主食費(月額)	副食費(月額)	備考
1,000円	5,300円	副食費は、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯は77,101円未満）の場合や保育所等に同時入所している児童のうち第3子目以降は免除となります。

●口座振替日

- 保育料等は毎月15日に当月分を口座振替により納入いただきます。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

●保育料算定基準

- 4月～8月分の保育料徴収金を算定する市町村民税額は、前年度の税額とします。（9月～3月分は当年度）。
- 住宅取得やふるさと納税による寄附金等の税額控除、配当控除等がある場合は、税額控除前の額とします。市町村民税額に変更があった場合は、隨時、幼児保育課までお申し出ください。
- 未申告の場合には、階層区分の最高限度額（D6）にて決定します。
- 父母の収入が一定額より低く、同一世帯（※）に祖父母等がいる場合、その方の市民税所得割額等を合算して、保育料を算定します。父母などの市民税所得割額等が変更となった場合は、翌月（1日付で変更となった場合は、その月から）以降から変更後の市民税所得割額等により算出した保育料となります。

※世帯分離をしていても、同じ住居等で生活している場合は同一世帯とします。

●保育料無償化・軽減

- 生計を同一にしている18歳未満の子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子として、第2子以降の保育料が無償となります。
- 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等（※）（市町村民税所得割額77,101円未満）は、第1子の保育料を半額（9,000円が上限）とします。

※ひとり親世帯、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障がい基礎年金の受給者が同一世帯にいる場合に該当します。